

なお、生産額には広告料収入を含める。

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類193「印刷業（謄写印刷業を除く）」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。

なお、生産額には大蔵省印刷局の広告料収入を含める。また、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

[生産物例示]

とっ版印刷物（活版）、平版印刷物（オフセット）、おう版印刷物（グラビア）、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

[注意点]

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「2800-91、-910印刷」から「印刷・製版・製本」に変更。

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

[生産物例示]

書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物

5 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち、アンモニア及びアンモニア水の生産活動を範囲とする。

列部門	2011-02	単質肥料
行部門	2011-021	窒素質肥料
	2011-029	その他の単質肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製

造業」のうちアンモニア（アンモニア水を含む）、硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

窒素質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素

その他の単質肥料：過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

[注意点]

① 昭和60年表において、行部門「2011-021窒素質肥料」は、55年表の行部門「3188-111硫安」、「3118-112尿素」、「3118-113塩安」、「3118-114硝安」及び「3118-130石灰窒素」を統合。同様に、「2011-029その他の単質肥料」は、55年表の行部門「3118-120りん酸質肥料」のうち単質肥料と「3118-190その他の化学肥料」のうち単質肥料を統合。

② 硫酸アンモニウムは、回収・副生に依存する割合が大きくなっているため、昭和55年表より合成硫酸アンモニウムの生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫酸アンモニウムとし、副産物発生によって需要をまかなうこととした。塩化アンモニウムは、60年表より硫酸アンモニウムと同様の扱いとした。

列部門	2011-03	複合肥料
行部門	2011-031	複合肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2012「複合肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

[生産物例示]

りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配合肥料

[変更点]

部門の名称を昭和60年表「2011-03、-031複合肥料・配合肥料」から「複合肥料」に変更。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩

化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する塩化アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

〔注意点〕

昭和60年表の行部門「2021-019その他のソーダ工業製品」は、55年表の行部門「3111-440塩酸」及び「3111-490その他のソーダ工業製品」のうちシアン化ナトリウムを除いたものを統合。

また、55年表の行部門「3111-490その他のソーダ工業製品」に含まれていたシアン化ナトリウムを60年表の行部門「2029-099その他の無機化学工業製品」に統合。

列部門	2029-01	硫酸
行部門	2029-011	硫酸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち、硫酸の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する硫酸焼鉱は副産物扱いとし、「0611-011鉄鉱石」を競合部門とする。

列部門	2029-02	無機顔料
行部門	2029-021	酸化チタン
	2029-022	カーボンブラック
	2029-029	その他の無機顔料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の無機顔料：亜鉛華、鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3119-120亜鉛華」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料を統合。

列部門	2029-03	圧縮ガス・液化ガス
行部門	2029-031	圧縮ガス・液化ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていたフロングスを列・行部門「2039-02、-021メタン誘導品」に統合。また、部門の名称を55年表の「高圧ガス」から「圧縮ガス・液化ガス」に変更。

列部門	2029-09	その他の無機化学工業製品
行部門	2029-099	その他の無機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び2022「電炉工業」並びに2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち硫酸を除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の行部門「3111-300カーバイド」、「3111-490その他のソーダ工業製品」のうちシアン化ナトリウム、「3119-110二硫化炭素」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料を除いたものを統合。

② 昭和55年表で行部門「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキを、60年表において行部門「2039-099その他の有機化学工業製品」に統合。

列部門	2031-01	石油化学基礎製品
行部門	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(通商産業省)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する液化石油ガス及び硫黄は

副産物扱いとし、「2111-018液化石油ガス」及び「0629-099その他の非金属鉱物」をそれぞれ競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 昭和55年表で行部門「3113-990その他の石油化学製品」に含まれていたブタジエン、ノルマルパラフィンを、60年表において行部門「2031-019その他の石油化学基礎製品」に統合。
- ② 昭和60年表において、行部門の名称を「エチレン（石油系）」から「エチレン」に、「プロピレン（石油系）」から「プロピレン」にそれぞれ変更。
- ③ 本部門は、日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち石油化学系基礎製品の生産活動が該当する。したがって、一貫して生産される誘導品は、それぞれ「2031-02石油化学系芳香族製品」、「2032-01脂肪族中間物」及び「2032-02環式中間物」等に分類される。

列部門	2031-02	石油化学系芳香族製品
行部門	2031-021	純ベンゾール
	2031-022	純トルオール
	2031-023	キシロール
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

（通商産業省）

改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゾール、純トルオール、キシロール（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族溶剤の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門の名称を「純ベンゾール（石油系）」から「純ベンゾール」に、「純トルオール（石油系）」から「純トルオール」に、「キシロール（石油系）」から「キシロール」に、「その他の石油系芳香族製品」から「その他の石油化学系芳香族製品」にそれぞれ変更。

列部門	2032-01	脂肪族中間物
行部門	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二塩化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
	2032-019	その他の脂肪族中間物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

〔注意点〕

- ① 昭和60年表の行部門「2032-011合成アルコール類」は、55年表の「3113-950合成ブタノール（石油系）」と「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」を統合。
- ② 昭和60年表の行部門「2032-013二塩化エチレン」、「2032-014アクリロニトリル」及び「2032-015エチレングリコール」は、55年表の行部門「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。
- ③ 昭和60年表の行部門「2032-016酢酸ビニルモノマー」は、55年表の「3116-10繊維原料合成樹脂」から特掲。
- ④ 昭和60年表の行部門「2032-019その他の脂肪族中間物」は、55年表の「3113-940合成アセトン」、「3117-210塩化ビニルモノマー」及び「3112-390その他のメタノール系誘導品」のうちペンタエリスリトール、「3112-400鎖式中間物」及び「3117-900その他の合成樹脂」のうちメタクリル酸エステルを含む。

列部門	2032-02	環式中間物
行部門	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸（高純度）
	2032-024	カプロラクタム
	2032-029	その他の環式中間物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の環式中間物：アルキルベンゼン、無水フタル酸、

テレフタル酸ジメチル, シクロヘキサン

〔注意点〕

- ① 昭和60年表の行部門「2032-022合成石炭酸」及び「2032-023テレフタル酸（高純度）」は、55年表の「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。
- ② 昭和60年表の行部門「2032-024カプロラクタム」は、55年表の「3116-190その他の繊維原料用合成樹脂」から特掲。
- ③ 昭和60年表の行部門「2032-029その他の環式中間物」は、55年表の「3112-210環式中間物（非石油系）」、「3113-910無水フタル酸（石油系）」及び「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」のうち他に属さない環式中間物を統合。

列部門	2033-01	合成ゴム
行部門	2033-011	合成ゴム

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3113-90その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。行部門は55年表と同様。

列部門	2039-01	コールタール製品
行部門	2039-011	コールタール製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2035「コールタール製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

純ベンゾール（非石油系）、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の行部門「3112-110純ベンゾール」、「3112-140クレオート油」、「3112-150ピッチ」及び「3112-190その他のタール製品」を統合。
- ② 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「タール製品（非石油系）」から「コールタール製品」に変更。

列部門	2039-02	メタン誘導品
行部門	2039-021	メタン誘導品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2033「メタン誘導品製造業」の

生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の行部門「3112-310精製メタノール」、「3112-320ホルマリン」及び「3112-390その他のメタノール系誘導品」を統合。55年表において含まれていたぎ酸、ペンタエリスリトールは、それぞれ60年表の行部門「2039-099その他の有機化学工業製品」、「2032-019その他の脂肪族中間物」に統合。
- ② 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「メタノール系誘導品」から「メタン誘導品」に変更。
- ③ 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3119-20、-200高圧ガス」のうちフロンガスを本部門に統合。

列部門	2039-03	油脂加工製品
行部門	2039-031	油脂加工製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油（食用）を除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する石けんは副産物扱いとし、「2071-011石けん・合成洗剤」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3112-710精製グリセリン」及び「3112-790その他の油脂加工製品」を統合。ただし、「その他の油脂加工製品」に含まれていた高級アルコールは、60年表の行部門「2039-099その他の有機化学工業製品」に統合。

列部門	2039-04	可塑剤
行部門	2039-041	可塑剤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-05	合成染料
行部門	2039-051	合成染料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・

有機顔料製造業」のうち、合成染料（ピグメントレジンカラーを含む）の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-09	その他の有機化学工業製品
行部門	2039-099	その他の有機化学工業製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2034「発酵工業」、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち有機顔料及び2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

エチルアルコール、レーキ、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール（油脂製品）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3112-22、-220エチルアルコール」と「3119-90、-900その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品を除いたものを統合。同様に55年表の行部門「3112-790その他の油脂加工製品」に含まれていた高級アルコール、「3112-390その他のメタノール系誘導品」に含まれていたぎ酸及び「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキを本部門に統合。

列部門	2041-01	熱硬化性樹脂
行部門	2041-011	熱硬化性樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3117-30、-300石油系合成樹脂」のうちエポキシ樹脂を本部門に統合。

列部門	2041-02	熱可塑性樹脂
行部門	2041-021	ポリエチレン（低密度）
	2041-022	ポリエチレン（高密度）
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化

ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① EVA（エチレン・酢酸ビニルコポリマー）は、「2041-021ポリエチレン（低密度）」に含まれる。
- ② 昭和60年表の行部門「2041-021ポリエチレン（低密度）」、「2041-022ポリエチレン（高密度）」、「2041-023ポリスチレン」及び「2041-024ポリプロピレン」は、55年表の列・行部門「3117-30、-300石油系合成樹脂」から特掲。また、「2041-025塩化ビニル樹脂」は、55年表の行部門「3117-220塩化ビニル樹脂」から組替。

列部門	2041-03	高機能性樹脂
行部門	2041-031	高機能性樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレートの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3117-90、-900その他の合成樹脂」から特掲。

列部門	2041-09	その他の合成樹脂
行部門	2041-099	その他の合成樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、フッ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3116-10繊維原料用合成樹脂」、「3117-30石油系合成樹脂」のうち熱可塑性樹脂を除いたもの及び「3117-90その他の合成樹脂」のうち高機能性樹脂を除いたものを統合。行部門も同様。

列部門	2051-01	レーヨン・アセテート
行部門	2051-011	レーヨン・アセテート

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ビスコース長繊維糸・短繊維、キュブラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「2051-01、-011人絹糸・スフ」から「レーヨン・アセテート」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3115-10人絹糸」及び「3115-20スフ」を統合。行部門も同様。

列部門	2051-02	合成繊維
行部門	2051-021	合成繊維

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3116-20ビニロン繊維」、「3116-30ナイロン繊維」、「3116-40アクリルニトリル繊維」、「3116-50ポリエステル繊維」及び「3116-90その他の合成繊維」を統合。行部門も同様。

列部門	2061-01	医薬品
行部門	2061-011	医薬品

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類206「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医薬品製品（循環器官用薬、抗生物質製剤等）、医薬部外品（殺虫剤等）、動物用医薬品・医薬部外品

〔注意点〕

化粧品・歯磨は「2071-02化粧品・歯磨」に、農薬は「2074-01農薬」に含まれる。

列部門	2071-01	石けん・合成洗剤・界面活性剤
行部門	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」

の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

界面活性剤：陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン
界面活性剤

〔変更点〕

昭和60年表において行部門「2071-012界面活性剤」に含まれていた柔軟仕上げ剤を行部門「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門を「2071-011石けん・合成洗剤」及び「2071-012界面活性剤」に分割。また、列部門の名称を「石けん・界面活性剤」から「石けん・合成洗剤・界面活性剤」に変更。

列部門	2071-02	化粧品・歯磨
行部門	2071-021	化粧品・歯磨

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2094「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

香水、オーデオロン、頭髪用化粧品（シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パック等）、仕上用化粧品（ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等）、特殊用途化粧品（日やけ止め・ひげそり用化粧品等）、歯磨

列部門	2072-01	塗料
行部門	2072-011	塗料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー

列部門	2072-02	印刷インキ
行部門	2072-021	印刷インキ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス

列部門	2073-01	写真感光材料
行部門	2073-011	写真感光材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2096「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で除かれていた写真用化学薬品（感光剤、現像剤、定着剤などであり、調整され包装されたもの）を本部門に統合。

列部門	2074-01	農薬
行部門	2074-011	農薬

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ（鼠）剤、植物成長調整剤、補助剤

〔注意点〕

殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）及び殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は、「2061-01、-011医薬品」に含まれる。

列部門	2079-01	火薬類
行部門	2079-011	火薬類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2091「火薬類製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

産業用爆薬、電気雷管、武器用火薬類

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門は、55年表の行部門「3192-611産業用爆薬」及び「3192-619その他の火薬類」を統合。また、55年表で本部門に含まれていた煙火は、「3919-099その他の製造工業製品」に統合。

列部門	2079-02	ゼラチン・接着剤
行部門	2079-021	ゼラチン・接着剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2095「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から分割・特掲。

〔注意点〕

行部門は、昭和60年表において、55年表の行部門「3192-900その他の化学最終製品」から分割・特掲。

列部門	2079-09	その他の化学最終製品
行部門	2079-091	触媒
	2079-099	その他の化学最終製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2056「洗浄剤・磨用剤製造業」、2057「ろうそく製造業」、2093「香料製造業」、2097「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、2098「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製造業」（触媒を含む）の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の化学最終製品（除別掲）：クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、香料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬、デキストリン、柔軟仕上げ剤

〔変更点〕

- ① 昭和60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から「2079-02ゼラチン・接着剤」を分割・特掲。
- ② 昭和60年表において行部門「2071-012界面活性剤」に含まれていた柔軟仕上げ剤を行部門「その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表の行部門「2079-091触媒」及び「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」は、55年表の「3192-900その他の最終化学製品」を分割。また、昭和60年表の行部門「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」に、55年表の行部門「3119-900その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品及び「3990-600その他の製造品」のうちろうそくを統合。

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する硫黄は副産物扱いとし、「0629-099その他の非金属鉱物」を競合部門とする。また、「2031-01石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門「2111-016 B重油・C重油」は55年表の行部門「3210-060 B重油」及び「3210-070 C重油」を統合。

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程において発生する副生硫黄は副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。

なお、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

〔生産物例示〕

その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コール

タール、コークス炉ガス

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門「2121-019その他の石炭製品」は、55年表の行部門「3291-190その他の石炭乾溜製品」及び「3291-200練炭・豆炭」を統合。また、55年表の行部門「3390-100炭素製品」のうちピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3291-320薬品処理木材」を「1619-099その他の木製品（除別掲）」に統合。

6 プラスチック製品、窯業・土石製品、その他

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品